

種類株に関するＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程の特例の取扱い

1 第2条（上場申請）関係

- (1) 第1項第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」、同第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」又は同第9条の4第1項に規定する「第2号の3様式」に準じて記載するものとする。
- (2) 第1項第5号に規定する書類には、最近2年間に終了する各事業年度の法人税確定申告書の写しを含むものとする。
- (3) 第4項に規定するコーポレート・ガバナンスに関する事項についての報告書については、対象子会社につき、ＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程に関する取扱要領（以下「ＪＱ有価証券上場規程取扱要領」という。）21に準じて取り扱う。

2 第3条（上場審査及び上場審査基準）関係

- (1) 第2項第1号bに規定する「上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金の配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については、上場申請日の直前事業年度の末日後2か年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額について審査するものとする。
- (2) 第2項第1号cに規定する「種類株の性格、特性及び企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること」の審査は、「上場申請のための有価証券報告書」が法令等に準じて作成されており、かつ、株式の内容、配当政策、種類株の発行者

及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項（発行者が取得できる旨の定めがある場合にあっては、当該取得についての方針を含む。）が分かりやすく記載されているかどうかを確認することにより行うものとする。

- (3) 削除
- (4) 第2項第2号cに規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。
- (5) JQ有価証券上場規程取扱要領13(8)の規定は、第2項第2号dの場合について準用する。

3 第5条（上場申請のための提出書類の公衆縦覧）関係

第5条に規定する本所が必要と認める書類は、上場申請のための有価証券報告書をいうものとする。

3の2 第6条（会社情報の開示）関係

- (1) 第3項、第4項（第1号又は第2号に該当する場合に限る。）及び第6項の規定に基づき開示すべき内容について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い（以下「適時開示等規則取扱い」という。）1の2(1)に準じて取り扱う。
- (2) 第4項に規定する「当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定めるもの」若しくは「当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定めるもの」又は第6項に規定する「当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定めるもの」に該当するか否かについては、当該対象子会

社又はその連結子会社につき，適時開示等規則取扱い1又は2に準じて取り扱う。

(3) 第5項の規定に基づく開示については，対象子会社につき，適時開示等規則取扱い2の5((1)b及びcを除く。)に準じて取り扱う。

3の3 第6条の2(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第2項関係

適時開示等規則取扱い4の3の規定は，第2項に規定する「本所が定める事項」について準用する。

4 第7条(上場廃止基準)関係

(1) 第2項第1号に規定する種類株に係る株主数の取扱いは，次のとおりとする。

a 種類株に係る株主数の審査は，適時開示等規則取扱い14(1)の規定により上場会社から提出される種類株の分布状況表等に基づいて行うものとする。

b JQ有価証券上場規程取扱要領43(1)kに規定する株主数の算定の取扱いは，上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(同43(1)kに規定する基準日等をいう。)の後2か月以内に，株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには，第1号(同号ただし書を除く。)に規定する種類株に係る株主数の算定について準用する。

c 「1か年を経過した時に150人に達していないとき」とは，審査対象事業年度の末日の翌日から開始する事業年度に係る事業年度の末日(事業年度の末日の変更により当該事業年度の末日が当該種類株の発行者の事業年度の末日に当たらない

ときは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日。以下この(1)において「猶予期間の最終日」という。)までの期間(以下この(1)において「猶予期間」という。)において当該人数に達していないときをいうものとする(猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)。

d JQ有価証券上場規程取扱要領43(1)1及びmに規定する猶予期間内又は猶予期間経過後に株式の分割等を行った場合の株主数の取扱いは、第2項第2号ただし書の場合について準用する。

e ただし書の規定は、猶予期間経過後3か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、本所が認めた人数)を加算した株主数を猶予期間の最終日における株主数とみなすものとする。この場合において、猶予期間の最終日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、猶予期間の最終日における上場株式数とみなすものとする。

(2) 種類株の全部が発行者に取得されたときは、第2項第2号に規定する「存続期間が満了となる」ものとして取り扱う。

(3) 第2項第3号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。

a 第3号の規定は、上場後1年未満の銘柄については、適用しない。

(注) 「上場後1年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。

b 売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。

c 「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査のときからさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

(4) 第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することとなつた銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a 第1項(第2号を除く。)又は第2項(第2号を除く。)に該当することとなつた銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

b 第1項第2号に該当することとなつた銘柄については、当該銘柄の発行者の発行する株券の上場廃止日と同日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c 第2項第2号に該当することとなつた銘柄については、存続期間満了の日から起算して3日前(休業日を除外する。)の日

d 第2項第6号の2に該当することとなつた銘柄については、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(5) JQ有価証券上場規程取扱要領13(8)及び同43(13)bの規定は、第2項第5号の場合について準用する。

5 第8条（上場手数料及び年賦課金）関係

第8条に規定する「本所が定める上場手数料及び年賦課金」は、次のとおりとする。

(1) 上場手数料

a 金額

200万円

b 支払期日

上場手数料は、当該銘柄の上場日の属する月の翌月末までに納入するものとする。

(2) 年賦課金

a 金額（年額）

(a) 次のイからヘまでに掲げる上場株式数の区分に従い、当該区分に定める額とする。

イ 上場株式数が1万単元未満の場合

72万円

ロ 上場株式数が1万単元以上3万単元未満の場合

84万円

ハ 上場株式数が3万単元以上5万単元未満の場合

96万円

ニ 上場株式数が5万単元以上7万単元未満の場合

108万円

ホ 上場株式数が7万単元以上9万単元未満の場合

120万円

ヘ 上場株式数が9万単元以上の場合

132万円

(b) 年賦課金の計算における上場株式数は、各銘柄ごとに前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。

(c) 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年賦課金につ

いては、上場日現在の上場株式数を基準として計算するものとし、その半額（2月末日納入分）を免除する。

(d) 7月1日以後に上場された銘柄のその年の年賦課金は免除する。

(e) 6月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（8月末日納入分）を免除する。

(f) 第7条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年賦課金については、同号に該当することとなった日以降に到来する納入期の納入分を、JQ有価証券上場規程第46条の規定により普通株とともに上場廃止された銘柄の年賦課金については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することができるものとする。

b 支払期日

年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。

6 第9条（有価証券上場規程の読み替え）関係

第9条の規定により種類株について読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第6条第1項に規定する本所が定める金額は、JQ有価証券上場規程取扱要領12(1)に定めるところによるものとする。

付 則

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。